

## 自分の猫が、ご近所から嫌われていませんか？

飼い主の皆さんへ

猫が人間のパートナーとなって約5000年という歴史が流れていますが、近年、「猫に庭を荒らされた」「鳴き声うるさい」「排泄物で汚された」などの、猫に対するさまざまな苦情が保健所や市役所に数多く寄せられ、地域社会での評判は非常に悪くなっています。飼い主には、適正な飼養・保管についての責任があり、自覚が求められています。

猫の飼い主の皆さんは、近所の方々に迷惑をかけないよう、次の事項を再確認してください。



### 迷惑と危険の防止

猫を飼っている人の中には、家の外に猫を出して飼っている人がいます。

**外に出ている間、猫は他人の庭を荒らしたり、車を傷つけたり、人の敷地に糞尿をしているかもしれません。また、交通事故に遭ったり、迷子になったり、他の猫と喧嘩をして怪我を負ったり感染症にかかったりする危険性もあります。**

猫は、飼い主が環境を整えた室内で十分に暮らせます。ご近所にご迷惑をかけないためや、様々な危険から守るためにも屋内で飼育することをおすすめします。

### 自宅で排便するようにつけ

猫は、決まった場所で糞・尿をする習性があります。自宅に猫専用のトイレを置いて、そこでさせてあげるようにしましょう。

## 去勢・不妊手術をしましょう

メス猫は、生後7～12か月頃に最初の発情があり、約2か月間の発情期間を年に約3回くりかえすといわれています。その結果、たくさんの子猫が生まれ、飼うことができなくなることもあります。また、発情期には、喧嘩や夜鳴き、尿スプレー（自分の縄ばりであることを示すために尿をかけること）などの近所迷惑な行動をするようになります。

**頭数が増えて飼えなくなるなど自分の手に負えなくなる前に、去勢・不妊手術をしましょう。**

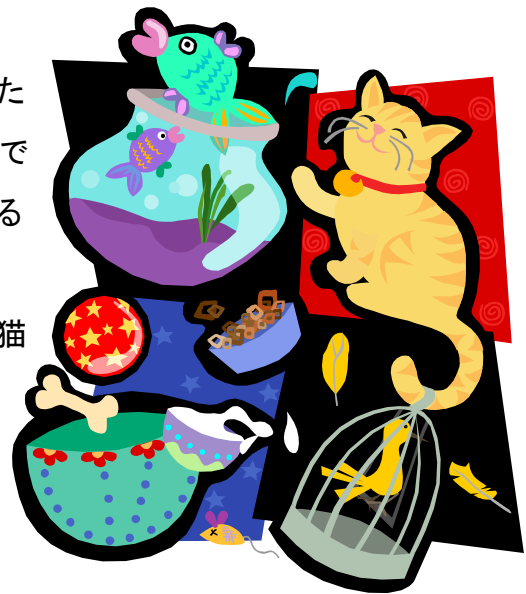
## 捨て猫はしないで

「誰かが拾ってくれるだろう」と、安易な気持ちで猫を捨てないでください。捨てられた猫は、飢え・病気・寒さなどで無残な死をむかえるか、野良猫となって、地域社会に迷惑をかけることとなります。また、捨てた場合には**100万円以下の罰金**に処せられることがあります。（「動物の愛護及び管理に関する法律」第44条第3項）

## のら猫に餌だけ与えている人へ

お腹を空かしたのら猫が可哀そうだから餌をあげたい。その思い自体は優しい気持ちであり、悪いことではありません。また、手術は可哀想とを感じる方もいるかもしれません。

しかし、ただ餌をあげるだけでは、どんどんのら猫が増え、苦情の元となり嫌われる、交通事故に遭う、殺処分されてしまうなどと、**不幸な猫を増やすことになります**。飼い猫として家庭に迎えることや、地域猫として管理することを考えてみませんか。



## 隣近所への気配りを

猫はつないで飼う義務がないので、隣近所へ迷惑をかけることもあります。近所の人みんな猫好きとは限りません。中には、アレルギーを持っている方もいらっしゃいます。

大切な猫を通じてお互いに嫌な思いをしないために、気持ちのよい近所づきあいができるよう心がけましょう。

白山市役所 市民生活部 環境課

電話 (076) 274-9538